

ID: 1824

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	保護を受けた者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第77条の2		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日